

阿賀野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部改正（案）について

1 背景

地域の安全・安心のために重要な役割を果たす消防団ですが、近年、少子化に伴う人口減少や高齢化の影響により、全国的に団員数は年々減少の一途をたどり、消防団員の確保が困難な状況になっています。

令和7年4月1日現在、阿賀野市消防団員の人数は、720人の定員に対して653人（昨年比6.4%の減）、平均年齢41.9歳（3年前比2.2歳増）、定員補充率が約90.7%となっており、地域によっては団員数に大きな不足が生じ、かつ高齢化も進んでいます。このような状況から、阿賀野市消防団と消防本部では、将来を見据えた消防団の維持に向けて「阿賀野市消防団あり方検討会」を立上げ、協議を行ってきました。

2 令和5年以降の定員変更と部の再編成および変更内容

令和5年10月1日付で定員を10人から9人に変更し、再編成については安田第3分団第3部（小浮本村・小浮新田）、第4部（千唐仁）、第5部（野田・嶋瀬）を統合し定員を15人に変更しました。併せて笹神第2分団第4部（村杉・大日）、第5部（今板）、第6部（出湯）を統合して定員を15人とし、消防団員全体の定員を810人から720人に変更しました。

今回の再編成は、笹神第2分団第7部（勝屋、畑江、湯沢）定員9人、第8部（折居・女堂）定員9人を統合し15人とします。また、団員の確保が困難と推測される部においては、隣接する部と統合することで、団員の確保と地域防災力の向上を図ります。なお、再編成された部では、万一の災害が発生した場合において、地域のために大きな力が発揮できるよう、日ごろの訓練等から団員同士のコミュニケーションの向上を図っていきます。

以上、検討結果から、部数や団員数等を次のとおりとします。

（1） 部の数と団員数の変更について（定員）

地 区	変更後		変更前		備 考
	部数	団員数	部数	団員数	
水原地区	23 部	207 人	23 部	207 人	部数:変更なし、団員数:変更なし
安田地区	13 部	136 人	13 部	136 人	部数:変更なし、団員数:変更なし
笹神地区	21 部	201 人	22 部	204 人	部数:1部減、 団員数: 3人減
京ヶ瀬地区	13 部	117 人	13 部	117 人	部数:変更なし、団員数:変更なし
合 計	70 部	661 人	71 部	664 人	部数:1部減、 団員数: 3人減

※ 消防団幹部および安田常備分団、女性消防団は含まれていません。

(2) 部の再編成について（再編成する部）

分団名	変更後		変更前		備 考
	部	地域	部	地域	
笹神 第2分団	第7部	勝屋、畑江、湯沢、折居、 女堂	第7部	勝屋、畑江、湯沢	第7部と第 8部を統合 する。
			第8部	折居、女堂	

3 条例、および規則の一部改正

(1) 条例第2条の改正について（全体の定員を規定しています）

消防団幹部、安田常備分団、および女性消防団を含めた阿賀野市消防団全体の定員数を、720人から717人に改正します。

(2) 規則の別表第1の改正について（部の地域を規定しています）

笹神第2分団第7部の勝屋、畑江、湯沢および第8部の折居、女堂を統合して第7部とすることに改正します。

(3) 規則の別表第3の改正について（団員の階級別定員を規定しています）

表で規定している部長を76人から71人とし、団員（安田常備分団、および女性消防団含む）を526人から528人に、団全体の定員を720人から717人に改正します。

4 その他

(1) この一部改正（案）は、時世に見合った消防団体制を確立するもので、現行の消防団員、車両、器具置場等を活用しながら移行していくものです。

(2) 添付資料

ア 新旧対照表

- ・ 阿賀野市消防団員の定員、任免、給与服務等に関する条例の一部改正（案）
- ・ 阿賀野市消防団の組織等に関する規則の一部改正（案）

イ 消防団の概要